



安心の法律サポートで、あなたを守る

LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

広報誌 L+PRESS 2022.11月号

発行/弁護士法人 リーガルプラス
代表/谷 靖介 [東京弁護士会所属]
所在地/〒103-0027 東京都中央区日本橋2-2-3 リッシュビル4階401号
お問い合わせ/TEL:03-6265-1686 FAX:03-6265-1132
ホームページ/https://legalplus.jp/

法定審理期間訴訟手続について

1 はじめに

今年成立した改正民事訴訟法では民事訴訟のIT化に関する改正が目まぐるしくありますが、それだけではなく「法定審理期間訴訟手続」という新たな制度も創設されました。今回はこの手続について解説します。

2 制度の趣旨

現在の民事訴訟は基本的に審理期間に制限がなく、訴え提起から第一審判決まで1~2年を要することも珍しくありません。審理の迅速化を求める声は以前からあがっていたところ、これを実現するための手続として法定審理期間訴訟手続が創設されました。

施行日は、公布日(2022年5月25日)から起算して4年を超えない期間内で政令にて定める日となっています。

3 制度の概要

法定審理期間訴訟手続の対象事件は、消費者契約および個別労働関係民事紛争に関する事件を除いた事件となります。

手続を利用する場合は、原則として当事者双方が書面で申出をすることとされており(裁判期日では口頭での申出も可能)、申出を受けた裁判所は例外事由にあたらぬ限り、手続を利用する決定を出さなくてはなりません。当事者の一方が申出をして相手方が同意した場合も同様です。

この決定が出されると、①決定日から2週間以内に②裁判期日の指定がされ、②の期日から6か月以内に③裁判手続を終結させる期日が定められ、③の終結日から1か月以内に④判決言渡期日が指定されます。そして、当事者が主張や証拠を提出できるのは②の期日から5か月以内に制限され、期日の変更はやむを得ない事由を除いて許されません。

手続中に当事者の一方又は双方が通常の訴訟手続に戻すよう申出をした場合、または裁判所で手続を利用することが困難と認めるときは、通常の訴訟手続に戻されます。

判決に対して控訴はできませんが異議申立てはでき、異議申立てがあった場合は通常の訴訟手続に戻って審理が進められます。

4 今後の展望

このように、法定審理期間訴訟手続はざっくり言えば裁判の期間を6か月に制限する制度ということになります。法制審議会の部会資料によれば、例えば当事者間において事実関係に争いが無いが契約条項の解釈や法適用について争いがある事案、当事者間において訴訟前の交渉がされていることによって事実関係の争いが絞られているような事案での適用が念頭に置かれているようです。

これに対しては、拙速な審理につながりかねないとして複数の弁護士会から反対や慎重な検討を求める会長声明が出されています。

個人的には、必要な資料がすべてそろい、訴訟前の交渉で争点が詰められ、和解含みで訴訟手続を行う場合には利用する意味はあると思いますが、それですと通常の訴訟手続を利用した場合でもそれほど変わらないのではとも感じます。法定審理期間訴訟手続が必要十分な審理を保ちつつ実効性のある制度として活用されるかどうかについて、今後の動向を注目していきたいところです。



【東京法律事務所】
所属弁護士:若松 俊樹(わかまつ としき)

プロフィール

東京大学法学部卒業、慶應義塾大学大学院法務研究科修了後、弁護士登録以降東京で3年半、茨城県水戸市で6年半強ほど一般民事や企業法務などの分野で執務。現在は東京事務所で活動。趣味は読書や音楽鑑賞、好きな言葉は「鬼神手心」、「神は細部に宿る」。

顧問弁護士のご案内

企業活動において生じる人事労務や取引先とのトラブル、経営拡大・新規事業によって生ずる新たなリスク。弁護士法人リーガルプラスは、「適正な価格」で社内事情・業界をよく知る弁護士が、スピーディーに対応いたします。

【対応業種】 介護・医療機関、保険代理業、飲食業、販売業、IT関連業、建築・内装業、製造業 など

取り扱い業務のご案内

リーガルプラスでは、**交通事故、労災事故、相続トラブル、離婚、借金問題、企業法務などの法律問題について**、各地域で対応しています。まずはお気軽に、お近くの事務所へご相談ください。

(オンライン対応) セミナー講師派遣のご案内

リーガルプラスでは、ご希望に沿ったテーマでの社内セミナーや、勉強会の講師派遣を承っております。

近年、法令遵守の徹底や、それに伴うガバナンスの強化、ハラスメントの予防・体制作りといった点に意識を持たれる企業も多くなってきました。企業が抱えるさまざまな問題について、弁護士が社内セミナーの講師として、研修を通じてコンプライアンス意識の向上や、労務管理のレベルアップを支援します。



【受付】

TEL:03-6265-1686(平日 9:30~18:00)

E-mail: mail@bengoshi-lp.com

講演研修テーマ・費用などお気軽にお問い合わせください。

ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ(平日・土曜 9:30~18:00)

【東京法律事務所】 TEL:03-6265-1817

【柏法律事務所】 TEL:04-7197-3401

【市川法律事務所】 TEL:047-712-5100

【船橋法律事務所】 TEL:047-407-4680

【津田沼法律事務所】 TEL:047-409-6371

【千葉法律事務所】 TEL:043-301-6761

【成田法律事務所】 TEL:0476-20-3031

【かしま法律事務所】 TEL:0299-85-3350

遺産に用途不明金と借地権付き建物が含まれていた相続事例

ご依頼者 Xさん
相手方 Yさん
被相続人 Aさん
解決方法 交渉
解決までに要した期間 3年

●本件の事実関係

生前、Aさんは1人で暮らしていましたが、XさんとYさんは近くに暮らしていましたが、XさんとYさんは近くに暮らしていませんでした。Aさんはそれほど高齢ではありませんでしたが、XさんとYさんがAさんの生活のお手伝いをしていました。Aさんの亡くなる1年ほど前までは、主にXさんがAさんのお世話をしていましたが、それ以降は、YさんがAさんの預金等を管理するようになりました。

●ご相談きっかけ

Xさんは、YさんがAさんの預金口座を管理し始めてから、その預金口座からの支出が増えていたため、その用途に不信を抱き、ご相談にいられました。

●解決までの流れ

Aさんの主な遺産は、預金と自宅建物でした。なお、自宅建物には住宅ローンが残されていたが、団体信用生命保険により住宅ローンは消滅しました。

Yさんは、預金の管理に際し、領収書を保管していましたが、そちらを照らし合わせることで入出金の確認ができましたが、領収書のない支出が100万円以上もありました。こちらについては、Xさんの相続分に相当する金額を返還する形で解決となりました。

XさんもYさんもAさんとは別に暮らしていたため、自宅建物は

は不要であり、売却する必要がありました。しかし、自宅建物はAさん自身によって増築されており、容積率等の建築基準法の条件を満たしていない可能性がありました。また、老朽化が激しく、雨漏りらしき跡も確認できました。このため、このような建物であっても購入してくれる方を探する必要がありました。買主は、私の知り合いの不動産業者をお願いし、紹介していただいた不動産業者の方に現状有姿で購入していただくこととなりました。

自宅建物の土地は第三者の所有であったため、借地権の売買につき、土地所有者の承諾を得る必要がありました。しかし、土地所有者には、その人なりに色々こだわりのあり、承諾に応じませんでした。本件は、裁判所によって借地権譲渡承諾に代わる許可を得られるであろう事案でしたが、従前からの関係性等に鑑み、Xさんは訴訟の提起には消極的でした。このため、土地所有者と1年ほどの交渉を行いました。最終的には、買主に対して詳細な条件を付することで承諾を得ることができ、無事売却することができました。

この結果、時間はかかったものの、Xさんの希望どおり、全ての遺産を現金で受け取ることができました。



【千葉法律事務所】
所属弁護士：今井 浩統(いまい ひろのり)

プロフィール

東北大学法学部卒業、早稲田大学法務研究科修了後、弁護士登録(千葉県弁護士会)。主に、交通事故、労災事故、債務整理、過払い金回収、相続、離婚、中小企業法務(労務問題)を中心に活動を行う。趣味はソフトテニス、ゴルフ、アコースティックギター、ドライブ。

講師活動報告

当法人所属弁護士の小林が、千葉県経営者協会労働法フォーラムにて講演し、千葉県内の企業経営者、労務人事管理者や担当者の方を対象に、「多様な働き方(女性・高齢者雇用等)を巡る近時の法改正と法的留意点」についてお話をさせていただきました。ご参加いただきました皆さま、ありがとうございました。

編集後記

11月23日は国民の祝日として制定されている「勤労感謝の日」。

「国民の祝日に関する法律」によると勤労感謝の日は「勤労をたつとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう日」として1948年に制定されました。

なぜこの日が選ばれたのか、勤労感謝の日の起源について調べてみると、飛鳥時代から続くと言われていた「新嘗祭(にいなめさい)」に由来しているとのこと。新嘗祭とは、11月23日に行われていた天皇家の伝統行事の一つで、五穀豊穡を祝い恵みに感謝する古くから伝わる宮中祭祀で、農作物の実りに感謝し、農作物を神様に供え、天皇に食べていただく習わしがあるそうです。

しかしなぜ、新嘗祭から勤労感謝の日へ改称があったのか。それは、第二次世界大戦の敗北にあります。戦後、GHQの方針により天皇が関係している祭日を祝日としないと定められたため、新嘗祭の「収穫に感謝する」という意味を、「勤労に感謝する」という意味に替えて勤労感謝の日が制定されたそうです。

勤労感謝の日には、「母の日にカーネーションを贈る」などといった決まった行事はありませんが、秋の行楽日和であり、おいしい旬の食べ物も多い季節ですので、日々の勤労の疲れを癒やして年末に向けての活力にするためにも、楽しくリフレッシュできる時間を過ごしてはいかがでしょうか。



ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ(平日・土曜 9:30~18:00)

【東京法律事務所】TEL:03-6265-1817

【柏法律事務所】TEL:04-7197-3401

【市川法律事務所】TEL:047-712-5100

【船橋法律事務所】TEL:047-407-4680

【津田沼法律事務所】TEL:047-409-6371

【千葉法律事務所】TEL:043-301-6761

【成田法律事務所】TEL:0476-20-3031

【かしま法律事務所】TEL:0299-85-3350